



令和4年6月8日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

調査官 村野 卓男

室長補佐 原口 恵子

労使関係第二係（内線 7667, 7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

令和3年労働組合活動等に関する実態調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	4 頁

結果の概要

1 労使関係についての認識	5 頁
2 労働組合員数の変化に関する状況	6 頁
3 労働組合の組織拡大に関する状況	8 頁
4 正社員以外の労働者に関する状況	11 頁
5 労働組合活動の重点事項	14 頁
6 メンタルヘルスに関する取組状況	15 頁
7 個別労働問題への取組状況	16 頁
8 労働組合費に関する状況	17 頁
9 賃金・退職給付制度の改定に関する状況	18 頁

令和3年労働組合活動等に関する実態調査の結果は、以下の URL（厚生労働省ホームページ）にも掲載しています。

（ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html> ）

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次に掲げる16大産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

(3) 労働組合

令和2年労使関係総合調査（労働組合基礎調査）で把握した労働組合を母集団とし、上記(2)に掲げる産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合（単位組織組合、単一組織組合の支部等の単位扱組合及び本部組合）のうちから、産業、労働組合員数規模、都道府県、労働組合の種類別に層化して無作為に抽出した約5,100労働組合

3 調査事項

- (1) 労働組合の属性等に関する事項
- (2) 労使関係についての認識に関する事項
- (3) 労働組合員数の変化に関する事項
- (4) 労働組合の組織拡大に関する事項
- (5) 正社員以外の労働者に関する事項
- (6) 労働組合活動に関する事項
- (7) メンタルヘルスに関する事項
- (8) 個別労働問題への取組に関する事項
- (9) 賃金・退職給付制度の改定に関する事項

4 調査の時期

令和3年6月30日現在の状況について、同年7月1日から7月20日まで調査を行った。

5 調査の方法

都道府県労政主管課又は都道府県労政主管課及び都道府県労政主管事務所の職員が、調査客体労働組合に対して、調査票を直接又は郵送により配布・回収した。

なお、インターネットを利用したオンライン報告方式を併用している。

6 集計・推計方法

産業、労働組合員数規模等の区分ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

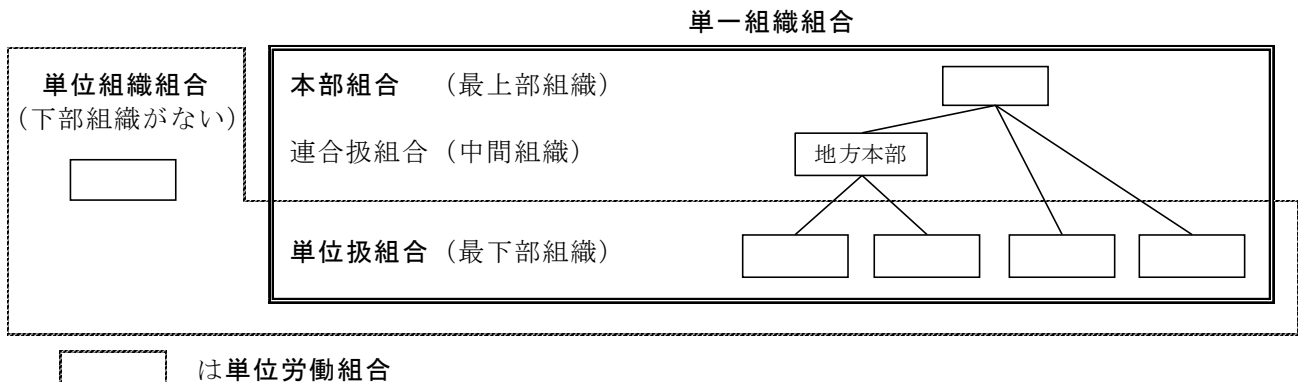
7 調査機関

厚生労働省－都道府県労政主管課－（都道府県労政主管事務所）－労働組合

8 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 5,083 有効回答数 3,319 有効回答率 65.3%

主な用語の定義



「単位組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部、分会等）を持たない労働組合をいう（上図参照）。

「単一組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部、分会等）を持つ労働組合をいう（上図参照）。

「本部組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織をいう（上図参照）。

「連合扱組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織に当たる「本部組合」と最下部組織に当たる「単位扱組合」の間に位置する労働組合で、地方本部、地区本部等をいう（上図参照）。

「単位扱組合」

「単一組織組合」のうち、最下部組織をいう（上図参照）。

「単位労働組合」

「単位組織組合」と「単位扱組合」をいう（上図参照）。

「正社員」

事業所において正社員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）及び他社からの出向社員を含む。

「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、派遣労働者を除く。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

③ パートタイマー、パート等と呼ばれている者

「有期契約労働者」

正社員以外の労働者で、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、パートタイム労働者、日々雇われている者、当該事業所を出向先とする出向社員、嘱託労働者及び派遣労働者を除く。

「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用した労働者をいう。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣事業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

「労働協約」

労使間で結ばれる労働条件その他に関する取決めをいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

ただし、労働基準法に基づく次のような労使協定だけの場合は、労働協約を「締結をしている」には含まない。労働基準法第18条第2項（労働者の委託に基づく貯蓄金管理協定）、同法第24条第1項（賃金控除に関する協定、ただし、チェック・オフは除く）、同法第36条（時間外及び休日労働に関する協定）等。

「ユニオン・ショップ協定」

労働者は原則として労働組合に加入しなければならないとする協定をいう。

「安全衛生委員会（衛生委員会も含む）」

労働安全衛生法に基づき、安全衛生に関する事項を調査審議する委員会をいう。

「団体交渉」

労働組合と使用者又は使用者団体との間で行われているものをいい、上部組織が単独で使用者と交渉を行ったものは含まない。

「労働者の個別の労働問題」

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントや、いじめ、嫌がらせ等を含む。

「苦情処理制度」

苦情処理委員会など、労働者個人の苦情を解決するための労使代表で構成される機関により問題を解決する制度をいう。

利用上の注意

- 1 本調査は、調査体系の見直しにより、従来の「労働組合実態調査」「労働組合活動実態調査」「労働協約等実態調査」及び「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を再編したものである。
- 2 統計表中の「平成30年調査」は平成30年「労働組合活動等に関する実態調査」を、「令和2年調査」は令和2年「労使間の交渉等に関する実態調査」をそれぞれ指す。
- 3 平成30年調査は「本部組合」及び「単位労働組合」を、令和2年調査は「本部組合」「連合扱組合」及び「単位労働組合」を調査対象としている。
過去の調査の数値は、原則として本調査と調査対象範囲が同一で比較が可能なもののみを掲載している。
- 4 統計表に用いている記号は次のとおりである。
 - (1) 「0.0」は、表章単位数値未満のものを示す。
 - (2) 「-」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「…」は、調査していないものを示す。
 - (4) 数値の右に「*」が付されているものは、分母となるサンプル数が1以上3未満のものを示し、統計の精度に問題があるため、利用する際は注意を要する。
- 5 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。

結果の概要

1 労使関係についての認識

使用者側との労使関係の維持についての認識をみると、「安定的に維持されている」59.0%（令和2年調査51.1%）、「おおむね安定的に維持されている」33.8%（同38.8%）であり、「安定的」と認識している労働組合は92.9%（同89.9%）、「どちらともいえない」5.0%（同6.3%）、「やや不安定である」1.4%（同2.4%）、「不安定である」0.6%（同1.2%）となっている（第1表）。

第1表 使用者側との労使関係の維持についての認識別割合

（単位：％）令和3年

区 分	計	労 使 関 係 の 維 持 に つ い て の 認 識							
		安 定 的	安 定 的 に 維 持 さ れ ている	お お む ね 安 定 的 に 維 持 さ れ ている	ど ち ら と も い え ない	不 安 定	や や 不 安 定 で ある	不 安 定 で ある	不 明
計	100.0	92.9	59.0	33.8	5.0	2.0	1.4	0.6	0.1
< 企 業 規 模 >									
5,000 人 以 上	100.0	97.7	73.2	24.5	1.5	0.7	0.2	0.5	0.1
1,000 ～ 4,999 人	100.0	95.9	67.0	28.9	2.0	1.8	1.4	0.4	0.3
500 ～ 999 人	100.0	93.3	53.8	39.5	4.6	2.1	1.8	0.3	-
300 ～ 499 人	100.0	93.6	60.0	33.6	4.4	1.8	1.0	0.8	0.1
100 ～ 299 人	100.0	88.3	40.7	47.7	8.9	2.6	1.9	0.7	0.1
30 ～ 99 人	100.0	84.0	51.0	33.1	11.9	4.1	2.5	1.6	-
< 労 働 組 合 の 種 類 >									
本 部 組 合	100.0	95.6	58.4	37.3	3.1	1.1	0.6	0.4	0.2
単 位 労 働 組 合	100.0	92.7	59.1	33.6	5.1	2.1	1.4	0.7	0.1
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	95.3	65.9	29.4	3.1	1.4	1.0	0.4	0.2
単 位 組 織 組 合	100.0	89.6	50.9	38.7	7.5	2.8	1.9	0.9	0.1
令 和 2 年 調 査 計	100.0	89.9	51.1	38.8	6.3	3.6	2.4	1.2	0.3

2 労働組合員数の変化に関する状況

(1) 組合員数の変化

3年前（平成30年6月）と比べた組合員数の変化をみると、組合員数が「増加した」31.4%（平成30年調査33.8%）、「変わらない」25.8%（同23.9%）、「減少した」42.7%（同42.1%）となっている（第2表）。

第2表 3年前と比べた組合員数の変化別割合

区分	計	3年前と比べた組合員数の変化			
		増加した	変わらない	減少した	不明
		(単位：%) 令和3年			
計	100.0	31.4	25.8	42.7	0.1
< 産 業 >					
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	56.0	15.8	28.2	-
建設業	100.0	46.6	28.9	24.3	0.3
製造業	100.0	38.8	22.9	38.3	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	23.2	12.2	64.0	0.6
情報通信業	100.0	28.4	29.2	42.4	-
運輸業，郵便業	100.0	22.3	29.5	48.2	-
卸売業，小売業	100.0	33.8	30.2	36.0	-
金融業，保険業	100.0	21.3	20.8	57.6	0.3
不動産業，物品賃貸業	100.0	41.3	34.7	24.0	-
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	39.7	31.8	28.5	-
宿泊業，飲食サービス業	100.0	21.4	27.2	50.4	1.0
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	20.8	27.8	50.4	1.1
教育，学習支援業	100.0	21.0	31.8	47.3	-
医療，福祉	100.0	20.1	35.2	44.6	-
複合サービス事業	100.0	16.8	17.9	65.3	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	45.0	13.9	41.1	-
< 企業規模 >					
5,000人以上	100.0	26.2	26.4	47.3	0.2
1,000～4,999人	100.0	35.3	26.3	38.4	-
500～999人	100.0	39.6	30.6	29.8	-
300～499人	100.0	31.6	19.8	48.5	0.0
100～299人	100.0	31.3	22.1	46.5	0.2
30～99人	100.0	26.5	31.1	42.4	-
平成30年調査計	100.0	33.8	23.9	42.1	0.2

注：3年前とは、平成30年6月をいう。なお、組合結成後3年未満の労働組合は、結成当時と比べた状況を回答した。

(2) 組合員数が増加した理由

3年前（平成30年6月）と比べて組合員数が増加した理由（複数回答）をみると、「新卒・中途採用の正社員の組合加入」84.4%（平成30年調査82.3%）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者の組合加入」14.1%（同16.6%）、「在籍する正社員の組合加入」9.5%（同14.9%）などとなっている（第3表）。

第3表 3年前と比べて組合員数が増加した理由別割合

複数回答(単位:%) 令和3年

区分	3年前と比べて組合員数が増加した計	増加した理由					
		新卒・中途採用の正社員の組合加入	在籍する正社員の組合加入	正社員以外の労働者の組合加入	企業の統合等による労働者数の増加	その他	不明
計	100.0	84.4	9.5	14.1	9.2	4.5	0.1
＜ 産 業 ＞							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	87.3	17.0	-	4.4	-	-
建設業	100.0	89.3	6.5	2.1	7.1	8.6	-
製造業	100.0	90.5	5.7	5.2	10.2	3.6	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	76.7	2.5	15.0	7.1	19.4	-
情報通信業	100.0	97.0	26.2	11.1	9.5	3.2	-
運輸業、郵便業	100.0	81.6	13.0	11.0	4.5	11.1	-
卸売業、小売業	100.0	69.1	4.7	40.0	16.7	1.3	-
金融業、保険業	100.0	91.0	0.3	10.1	3.0	-	0.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	97.0	4.4	3.6	-	3.4	3.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	89.9	10.6	11.4	6.8	5.2	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	79.5	30.4	24.4	14.8	9.4	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	88.8	10.9	22.5	8.4	2.2	-
教育、学習支援業	100.0	72.8	45.8	17.0	0.8	0.8	-
医療、福祉	100.0	83.0	21.8	31.9	3.1	3.2	-
複合サービス事業	100.0	73.5	31.0	47.6	2.7	2.1	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	70.3	36.1	4.2	6.4	6.1	-
＜ 企 業 規 模 ＞							
5,000人以上	100.0	71.5	9.2	22.6	12.2	9.9	0.1
1,000～4,999人	100.0	82.8	6.9	21.4	13.9	3.5	0.3
500～999人	100.0	85.7	13.6	11.2	11.4	1.3	-
300～499人	100.0	95.2	9.0	6.0	1.9	1.4	-
100～299人	100.0	85.4	12.9	8.9	4.1	6.7	-
30～99人	100.0	98.4	4.5	2.0	6.6	0.4	-
平成30年調査計	100.0	82.3	14.9	16.6	10.4	5.0	0.8

注: 3年前とは、平成30年6月をいう。なお、組合結成後3年未満の労働組合は、結成当時と比べた状況を回答した。

(3) 組合員数が減少した理由

3年前(平成30年6月)と比べて組合員数が減少した理由(複数回答)をみると、「定年退職」66.7%(平成30年調査67.6%)が最も高く、次いで「自己都合退職」65.0%(同65.3%)、「正社員の採用の手控え」38.3%(同33.2%)などとなっている(第4表)。

第4表 3年前と比べて組合員数が減少した理由別割合

複数回答(単位:%) 令和3年

区分	3年前と比べて組合員数が減少した計	減少した理由								
		正社員の採用の手控え	新卒・中途採用の正社員の組合非加入	在籍する組合員の組合脱退	組合員の退職			企業の分割等による労働者数の減少	その他	不明
					定年退職	自己都合退職	会社都合退職(早期優遇退職を含む)			
計	100.0	38.3	7.2	17.4	66.7	65.0	13.3	5.0	7.7	0.4
＜ 産 業 ＞										
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.8	-	-	74.9	57.3	-	17.4	-	-
建設業	100.0	16.2	1.6	17.5	50.8	38.3	5.0	6.0	38.5	-
製造業	100.0	48.7	1.0	10.0	66.1	69.3	19.7	4.7	6.4	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	45.7	0.4	7.0	80.7	25.4	7.6	14.4	12.2	-
情報通信業	100.0	39.7	6.0	18.3	63.9	47.3	6.3	10.1	11.5	0.4
運輸業、郵便業	100.0	39.3	4.6	15.7	76.9	72.3	11.2	3.2	4.8	1.9
卸売業、小売業	100.0	28.1	2.8	18.4	61.6	63.5	16.6	7.3	8.2	-
金融業、保険業	100.0	20.2	0.6	9.1	58.6	80.6	7.0	0.5	3.4	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	52.2	2.9	-	60.1	20.6	-	7.7	13.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	22.4	25.0	34.4	59.1	50.4	14.1	2.6	2.7	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	63.3	3.9	11.6	29.0	82.8	13.5	15.8	11.7	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	38.6	14.8	32.9	37.7	56.4	21.2	2.0	18.5	1.9
教育、学習支援業	100.0	25.8	55.1	48.7	92.5	44.2	5.3	2.9	3.2	-
医療、福祉	100.0	18.6	42.7	55.4	61.8	53.5	5.8	1.7	11.6	-
複合サービス事業	100.0	61.0	12.4	22.0	64.8	76.6	8.3	4.8	5.3	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	23.5	11.5	26.8	75.0	52.5	18.7	11.4	15.2	-
＜ 企 業 規 模 ＞										
5,000人以上	100.0	37.3	6.5	13.6	74.1	52.6	8.0	7.2	9.0	1.3
1,000～4,999人	100.0	39.8	7.0	19.1	68.0	59.8	15.7	10.6	11.4	0.1
500～999人	100.0	43.0	10.8	19.4	64.1	66.8	21.3	4.7	5.8	-
300～499人	100.0	39.1	8.9	9.8	68.9	71.7	21.4	1.3	4.4	-
100～299人	100.0	31.6	6.1	23.5	59.4	75.3	10.1	1.8	2.5	-
30～99人	100.0	47.0	6.9	18.5	60.8	74.5	12.9	0.8	12.6	-
平成30年調査計	100.0	33.2	9.1	23.6	67.6	65.3	6.5	8.4	12.3	0.0

注: 3年前とは、平成30年6月をいう。なお、組合結成後3年未満の労働組合は、結成当時と比べた状況を回答した。

3 労働組合の組織拡大に関する状況

(1) 組織拡大を重点課題として取り組んでいる労働組合の有無

組織拡大を重点課題として取り組んでいる労働組合の有無をみると、「取り組んでいる」26.7%（平成30年調査29.6%）、「取り組んでいない」73.3%（同70.1%）となっている。

産業別に「取り組んでいる」をみると、「医療、福祉」63.1%（同59.2%）が最も高く、次いで「複合サービス事業」53.9%（同51.3%）、「運輸業、郵便業」48.3%（同46.8%）などとなっている。（第5表）

また、取り組まない理由（複数回答）としては、「ほぼ十分な組織化が行われているため」54.7%（同50.4%）が最も高く、次いで「組織が拡大する見込みが少ないため」27.3%（同20.7%）、「他に取り組むべき重要課題があるため」16.9%（同20.0%）などとなっている（第6表）。

第5表 組織拡大を重点課題として取り組んでいる労働組合の有無別割合

（単位：％）

区分	令和3年調査			平成30年調査	
	計	重点課題として取り組んでいる	重点課題として取り組んでいない	重点課題として取り組んでいる	重点課題として取り組んでいない
計	100.0	26.7	73.3	29.6	70.1
＜ 産 業 ＞					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	6.8	93.2	4.4	95.6
建設業	100.0	17.7	82.3	19.3	79.7
製造業	100.0	10.3	89.6	15.4	84.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.2	93.8	6.9	93.1
情報通信業	100.0	39.6	60.4	51.8	48.2
運輸業、郵便業	100.0	48.3	51.7	46.8	53.2
卸売業、小売業	100.0	26.6	73.4	29.9	68.8
金融業、保険業	100.0	18.3	81.7	23.1	76.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	12.9	87.1	18.6	81.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	23.4	76.6	23.1	76.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	31.8	68.2	34.5	65.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	27.9	72.1	26.4	73.6
教育、学習支援業	100.0	47.6	52.4	53.0	47.0
医療、福祉	100.0	63.1	36.5	59.2	40.8
複合サービス事業	100.0	53.9	46.1	51.3	48.7
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	36.2	63.8	30.2	69.8

注：1) 取組の有無「不明」を含む。

第6表 組織拡大を重点課題として取り組まない理由別割合

複数回答（単位：％） 令和3年

区分	組織拡大を重点課題として取り組んでいない計	取り組まない理由				
		ほぼ十分な組織化が行われているため	組織が拡大する見込みが少ないため	組織化を進める人的、財政的余裕がないため	他に取り組むべき重要課題があるため	その他
計	100.0	54.7	27.3	12.7	16.9	8.5
＜ 産 業 ＞						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	51.5	33.2	10.0	17.6	8.0
建設業	100.0	61.9	18.1	4.3	23.4	12.3
製造業	100.0	48.1	32.3	15.1	16.8	9.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.7	16.4	2.1	5.5	10.7
情報通信業	100.0	57.9	22.8	14.1	28.0	6.4
運輸業、郵便業	100.0	58.5	32.0	14.1	14.0	3.4
卸売業、小売業	100.0	56.3	20.7	11.7	21.3	11.0
金融業、保険業	100.0	83.7	13.3	2.0	7.5	1.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	64.7	29.0	4.3	20.4	2.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	63.3	22.0	5.7	19.9	9.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	43.5	31.5	20.4	14.3	8.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	49.5	29.4	16.2	21.5	3.8
教育、学習支援業	100.0	51.2	33.3	18.0	25.2	2.9
医療、福祉	100.0	37.1	34.3	26.9	15.2	13.0
複合サービス事業	100.0	34.7	30.8	17.7	19.3	12.3
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	38.7	24.8	17.4	21.0	13.5
平成30年調査計	100.0	50.4	20.7	15.4	20.0	8.0

注：1) 取り組まない理由「不明」を含む。

(2) 組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類

組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類をみると、「新卒・中途採用の正社員」41.5%（平成30年調査36.9%）が最も高く、次いで「在籍する組合未加入の正社員」22.6%（同18.6%）、「パートタイム労働者」13.6%（同13.3%）などとなっている（第7表）。

第7表 組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類別割合

区分	組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類	組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類						
		組合未加入の正社員	在籍する正社員	新卒・中途採用の正社員	パートタイム労働者	有期契約労働者	嘱託労働者	派遣労働者
計	100.0	22.6	41.5	13.6	9.6	10.7	0.6	1.3
業 業								
飲 業、採石業、砂利採取業	100.0	-	68.2	-	-	-	-	31.8
建 業	100.0	14.7	71.4	0.9	-	5.6	-	7.5
製 業	100.0	10.9	43.6	5.6	17.5	19.1	2.8	0.5
電 業、ガス・熱供給・水道業	100.0	13.8	47.7	-	25.8	5.9	-	6.8
情 報 通 信 業	100.0	23.7	66.4	-	7.4	-	-	2.5
運 輸 業、郵便業	100.0	23.0	38.2	8.5	10.4	17.5	-	2.5
卸 売 業、小売業	100.0	26.7	10.7	47.9	2.7	11.6	-	0.4
金 融 業、保険業	100.0	15.4	49.4	3.9	13.8	12.4	5.2	-
不 動 産 業、物品賃貸業	100.0	30.4	59.9	-	9.7	-	-	-
学 術 研 究、専門・技術サービス業	100.0	16.3	56.5	5.4	3.2	14.3	-	4.3
宿 泊 業、飲食サービス業	100.0	22.3	10.5	44.2	17.7	3.2	-	2.1
生 活 関 連 サービス業、娯楽業	100.0	14.6	37.8	28.1	8.5	10.9	-	-
教 育、学習支援業	100.0	41.5	52.0	-	6.5	-	-	-
医 療、福祉社	100.0	28.4	54.9	9.6	5.5	1.4	-	0.1
複 合 サービス事業	100.0	14.1	54.8	13.5	16.0	1.6	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	47.0	36.9	3.5	7.8	4.0	-	0.9
平成30年調査計	100.0	18.6	36.9	13.3	11.2	13.0	0.1	7.0

(3) 組織化を進めていく上での取組内容

組織拡大の取組対象としている労働者の種類ごとにその取組内容（複数回答）をみると「組合加入の勧誘活動」は「在籍する組合未加入の正社員」で78.3%（平成30年調査79.7%）、「新卒・中途採用の正社員」で73.7%（同76.0%）と高く、「労働条件及び処遇の改善要求」は「有期契約労働者」で57.0%（同49.0%）、「パートタイム労働者」で55.4%（同48.5%）と高い。また、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」は、「パートタイム労働者」で46.2%（同36.6%）、「有期契約労働者」40.6%（同26.9%）と高い。（第8表）

第8表 組織拡大の取組対象として組織化を進めていく上での取組内容別割合

区分	取組対象として計	組織化を進めていく上での取組内容							その他
		相談窓口の設置、アンケート等での実態把握	当該就業形態の労働者に関する集会、勉強会等の開催	組合員の加入資格の付与	組合加入の勧誘活動	労働条件及び処遇の改善要求	ユニオン・ジョブ協定を新たに締結する又は範囲を拡大する	当該就業形態の労働者の雇用（活用）についての労使協議	
令和3年調査									
在籍する組合未加入の正社員	100.0	37.6	78.3	...	10.6	...	5.4
新卒・中途採用の正社員	100.0	36.8	73.7	...	10.7	...	8.3
パートタイム労働者	100.0	46.2	22.9	14.4	63.3	55.4	15.8	33.7	5.9
有期契約労働者	100.0	40.6	23.0	13.8	72.3	57.0	15.1	31.5	6.8
嘱託労働者	100.0	31.1	20.3	23.9	54.2	46.9	22.9	32.7	7.0
派遣労働者	100.0	22.8	5.6	41.6	66.1	50.4	14.2	21.0	15.8
平成30年調査									
在籍する組合未加入の正社員	100.0	24.1	79.7	...	8.7	...	4.9
新卒・中途採用の正社員	100.0	20.9	76.0	...	5.6	...	9.1
パートタイム労働者	100.0	36.6	28.3	21.0	62.9	48.5	17.5	31.2	5.9
有期契約労働者	100.0	26.9	28.2	18.2	67.9	49.0	8.3	31.5	6.5
嘱託労働者	100.0	25.0	13.9	38.3	54.5	41.6	26.7	32.0	13.4
派遣労働者	100.0	19.9	7.7	36.8	46.4	22.5	10.7	38.5	7.8

注：1) 取組内容「不明」を含む。
2) 「在籍する組合未加入の正社員」、「新卒・中途採用の正社員」については調査していない。

(4) 組織化を進めていく上での問題点

組織拡大の取組対象としている労働者の種類ごとに組織化を進めていく上での問題点(複数回答)をみると、いずれの種類労働者においても「組織化対象者の組合への関心が薄い」が最も高く、「パートタイム労働者」で68.7% (平成30年調査63.9%)、「派遣労働者」で60.8% (同47.0%) などとなっている(第9表)。

第9表 組織拡大の取組対象として組織化を進めていく上での問題点別割合

(単位：%)

区 分	取組対象と している 計	組織化を進めていく上での問題点(複数回答)							特に問題は ない	不明
		組織化を進 める執行部 側の人的・ 財政的余裕 がない	使用者の 理解や 関心が低い	組織化対象 者側に時間 的余裕が少 なく、組織 活動が実施 しにくい	組織化 対象者の 組合への 関心が薄い	要求内容が 正社員の利 害と対立す る又は対立 する可能性 がある 1)	組合費の 設定・徴収 が困難	その他		
令和3年調査										
在籍する組合未加入の正社員	100.0	34.0	22.7	30.3	56.1	…	7.3	6.4	16.4	7.6
新卒・中途採用の正社員	100.0	29.3	18.2	28.8	46.3	…	4.9	2.8	26.0	11.1
パートタイム労働者	100.0	27.2	26.0	35.3	68.7	9.2	13.5	3.4	9.9	3.6
有期契約労働者	100.0	24.3	25.8	28.9	60.0	9.1	13.4	3.7	15.7	3.8
嘱託労働者	100.0	19.7	23.2	17.2	55.5	4.7	12.5	3.4	16.5	12.7
派遣労働者	100.0	31.9	29.4	25.9	60.8	3.6	25.6	3.9	20.6	5.9
平成30年調査										
在籍する組合未加入の正社員	100.0	30.6	24.7	22.3	64.0	…	7.2	7.8	7.0	10.4
新卒・中途採用の正社員	100.0	26.3	18.0	22.2	47.4	…	5.8	5.1	23.6	13.7
パートタイム労働者	100.0	33.3	25.1	33.3	63.9	10.9	21.4	11.5	9.8	3.5
有期契約労働者	100.0	31.6	18.5	26.3	59.1	14.3	16.9	7.2	13.9	4.6
嘱託労働者	100.0	23.6	11.1	24.5	46.1	10.8	32.2	17.9	12.1	6.0
派遣労働者	100.0	36.5	21.5	35.1	47.0	19.5	28.5	11.8	9.5	9.0

注：1) 「在籍する組合未加入の正社員」、「新卒・中途採用の正社員」については調査していない。

4 正社員以外の労働者に関する状況

(1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」37.3%（令和2年調査38.2%）、「有期契約労働者」41.5%（同41.4%）、「嘱託労働者」39.6%（同37.4%）、「派遣労働者」6.6%（同6.1%）となっている。

労働者の種類別の「組合員がいる」についてみると、「パートタイム労働者」30.0%（同29.5%）、「有期契約労働者」32.9%（同31.5%）、「嘱託労働者」29.9%（同30.4%）、「派遣労働者」2.2%（同1.2%）となっている。（第10表）

第10表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合

（単位：％）

区 分	事業所に 該当労働者が いる 計 1)	組合加入資格の有無			
		組合加入資格 がある 2)	組合員の有無		組合加入資格 がない
			組合員がいる	組合員はいない	
令和3年調査					
パートタイム労働者	100.0	37.3	30.0	6.8	62.2
有期契約労働者	100.0	41.5	32.9	7.8	57.9
嘱託労働者	100.0	39.6	29.9	8.7	60.0
派遣労働者	100.0	6.6	2.2	4.3	93.2
令和2年調査					
パートタイム労働者	100.0	38.2	29.5	8.5	61.8
有期契約労働者	100.0	41.4	31.5	9.3	58.1
嘱託労働者	100.0	37.4	30.4	6.4	62.6
派遣労働者	100.0	6.1	1.2	4.9	93.6

注：1) 組合加入資格の有無「不明」を含む。

2) 組合員の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去1年間（令和2年7月1日から令和3年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」39.2%（令和2年調査38.3%）が最も高く、次いで「同一労働同一賃金に関する事項」33.7%（同40.5%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」20.2%（同23.8%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」31.7%（同31.7%）が最も高くなっている。（第11表）

第11表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合

区分	計	複数回答（単位：％） 令和3年											
		過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について話合いが持たれた	パートタイム労働者の雇入れに関する事項	有期契約労働者の雇入れに関する事項	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度	正社員募集の際の正社員以外（派遣労働者を含む）の労働条件	正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項	派遣労働者に関する事項	同一労働同一賃金に関する事項
	1)	2)	2)	20.2	10.6	39.2	31.7	13.5	21.9	17.6	13.1	33.7	
計	100.0	55.1	16.5	15.8	20.2	10.6	39.2	31.7	13.5	21.9	17.6	13.1	33.7
＜ 産 業 ＞													
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	30.6	9.6	14.2	9.0	6.8	18.8	18.8	7.1	14.2	7.1	9.3	21.0
建設業	100.0	41.2	10.4	12.4	17.5	9.0	20.4	15.7	6.6	12.3	10.4	16.7	18.6
製造業	100.0	49.0	11.9	12.1	18.2	9.9	29.1	22.5	7.8	15.3	11.3	11.8	33.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	49.4	26.8	27.4	6.3	5.1	18.2	16.4	6.0	12.3	7.9	14.5	15.1
情報通信業	100.0	54.7	5.3	14.2	12.1	4.9	31.4	23.6	6.6	17.6	9.4	25.5	27.2
運輸業，郵便業	100.0	58.0	13.3	17.0	19.0	9.8	44.7	33.6	17.4	25.4	23.0	9.6	35.5
卸売業，小売業	100.0	73.8	36.1	16.4	30.3	16.3	60.7	55.5	25.1	35.8	30.5	15.9	49.4
金融業，保険業	100.0	51.3	6.2	25.4	27.4	7.4	45.0	27.3	19.0	24.6	24.4	21.1	23.7
不動産業，物品賃貸業	100.0	54.1	14.9	11.1	8.8	5.4	35.7	27.3	11.3	20.9	8.2	4.4	30.2
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	50.1	11.5	14.6	12.0	9.1	30.4	26.6	7.7	12.6	9.1	12.9	25.6
宿泊業，飲食サービス業	100.0	63.7	19.3	17.0	26.3	13.9	54.9	45.2	26.7	30.0	22.6	8.3	46.2
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	58.7	12.7	14.4	15.6	5.3	44.9	40.0	14.2	17.0	12.5	17.7	32.7
教育，学習支援業	100.0	54.4	13.9	15.6	12.4	5.3	47.6	39.1	11.1	18.9	23.0	7.5	21.0
医療，福祉	100.0	64.3	20.0	16.8	21.5	13.6	54.1	49.2	13.8	33.8	19.6	11.1	41.7
複合サービス業	100.0	41.9	20.9	20.1	17.7	13.3	29.2	25.1	13.7	17.5	13.0	6.9	22.5
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	50.4	16.5	19.0	23.2	15.6	43.3	32.9	16.5	28.4	17.2	12.9	36.2
＜ 企 業 規 模 ＞													
5,000人以上	100.0	62.5	22.6	23.1	26.3	9.8	48.5	39.5	17.9	27.0	26.3	18.1	33.2
1,000～4,999人	100.0	59.1	17.2	19.9	22.4	15.7	40.3	34.5	17.2	26.5	17.7	18.1	40.2
500～999人	100.0	54.2	16.8	16.3	27.8	15.3	38.9	31.3	12.5	22.7	14.2	10.6	33.8
300～499人	100.0	56.7	10.2	12.1	18.3	6.6	41.8	30.2	8.5	23.7	18.9	8.3	39.0
100～299人	100.0	49.1	13.8	9.1	10.9	8.0	33.5	27.4	10.1	15.3	13.3	9.8	32.5
30～99人	100.0	42.3	13.5	7.9	14.0	6.3	26.5	19.6	9.2	12.1	9.8	5.7	19.4
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞													
本部組合	100.0	59.4	16.6	21.1	24.4	13.0	42.1	37.7	18.1	26.3	19.2	15.6	39.4
単位労働組合	100.0	54.8	16.5	15.5	19.9	10.5	39.1	31.3	13.3	21.7	17.5	12.9	33.4
支部等の単位別組合	100.0	56.4	18.4	18.2	23.9	11.9	41.4	32.3	14.9	24.2	20.5	14.7	31.4
単位組織組合	100.0	53.0	14.3	12.2	15.2	8.8	36.3	30.2	11.3	18.6	14.0	10.8	35.8
令和2年調査計	100.0	56.5	19.9	17.4	23.8	12.9	38.3	31.7	17.9	26.6	19.5	13.5	40.5

注：過去1年間とは、令和2年7月1日から令和3年6月30日までをいう。

- 1) 話合いが持たれた事項「不明」を含む。
- 2) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
- 3) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
- 4) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。
- 5) 教育訓練（研修、セミナー等）について、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
- 6) 福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）の利用や社宅の貸与などについて、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
- 7) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項などをいい、雇用期間の定めのある者に限る。
- 8) 受け入れ時における事前協議を含む。
- 9) 教育訓練、福利厚生等を含む。

(3) 正社員以外の労働者に関する労働協約の規定の状況

正社員以外の労働者に関する事項について労働協約の規定の状況をみると、「労働協約に規定がある」は42.1%（令和2年調査41.0%）となっている。労働協約に規定がある事項をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」34.7%（同33.8%）、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」28.3%（同27.2%）、「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」28.0%（同26.5%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」31.3%（同29.6%）が最も高くなっている。（第12表）

第12表 正社員以外の労働者に関する労働協約に規定がある事項別割合

区 分	計	複数回答（単位：％） 令和3年											
		正社員以外の労働者に関する事項に規定がある	パートタイム労働者の雇入れに関する事項	有期契約労働者の雇入れに関する事項	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の雇入れに関する事項	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）への通知	正社員募集の際の正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項	派遣労働者に関する事項
	1)	2)	2)	2)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	
計	100.0	42.1	28.0	28.3	27.9	18.6	34.7	31.3	24.4	29.9	28.3	17.0	20.8
＜ 産 業 ＞													
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	32.1	27.5	27.5	30.0	25.3	25.1	22.9	22.9	25.1	22.9	22.9	25.1
建設業	100.0	35.7	22.7	25.1	20.8	18.5	29.1	23.1	22.3	26.1	21.5	18.9	16.6
製造業	100.0	38.6	25.8	24.4	25.6	15.0	31.7	29.9	23.4	28.5	25.7	16.1	21.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	43.1	26.3	26.4	28.9	15.9	33.5	29.7	19.9	31.4	26.3	14.5	16.8
情報通信業	100.0	39.6	18.6	27.4	27.7	15.7	34.3	26.8	21.0	26.9	27.9	17.3	21.6
運輸業、郵便業	100.0	49.7	28.4	34.8	29.0	20.0	40.8	35.3	27.0	33.3	31.5	18.8	26.0
卸売業、小売業	100.0	48.1	36.7	29.2	34.5	20.9	39.2	35.9	28.4	33.4	33.1	19.6	17.7
金融業、保険業	100.0	31.3	17.7	27.8	26.2	22.6	27.2	25.8	21.0	25.2	25.5	16.2	15.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	53.9	39.6	37.7	41.3	32.5	47.9	39.9	36.3	39.9	43.8	30.7	33.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	36.0	26.1	28.7	20.4	11.7	28.6	26.0	19.9	25.5	22.7	13.7	16.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	46.1	29.9	28.6	30.0	25.6	35.7	26.2	16.0	23.5	27.7	17.6	21.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	52.7	32.6	42.7	40.6	25.4	43.6	41.6	33.6	37.4	33.7	28.1	31.3
教育、学習支援業	100.0	31.5	23.3	26.6	14.4	14.1	27.4	25.5	14.4	22.5	22.9	14.6	14.0
医療、福祉	100.0	43.9	32.4	27.0	22.5	17.6	34.1	28.7	20.8	26.9	26.9	10.0	16.5
複合サービス事業	100.0	57.4	45.2	44.7	47.9	40.9	52.6	48.6	38.7	45.5	44.6	20.2	37.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	28.8	19.0	16.5	17.1	12.2	23.8	18.7	15.2	17.7	18.2	11.1	13.2
＜ 企 業 規 模 ＞													
5,000人以上	100.0	47.6	28.7	30.4	30.5	19.8	37.7	32.9	23.9	31.2	31.3	14.1	23.1
1,000～4,999人	100.0	38.9	26.2	26.8	27.7	18.9	31.0	28.5	23.9	27.2	25.3	16.5	16.0
500～999人	100.0	30.6	19.7	21.7	20.5	10.9	27.0	22.4	16.8	22.0	22.3	14.9	16.4
300～499人	100.0	36.1	25.0	25.9	24.8	16.4	30.3	28.6	21.0	27.0	23.6	18.5	18.1
100～299人	100.0	52.0	37.1	35.8	36.0	23.9	43.3	39.7	31.5	36.8	34.8	21.5	26.4
30～99人	100.0	36.9	25.1	22.6	18.8	16.2	32.9	30.0	24.3	30.8	26.9	16.4	22.4
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞													
本部組合	100.0	37.2	19.6	22.2	24.2	15.1	29.7	27.1	20.9	25.8	26.0	17.8	18.3
単位労働組合	100.0	42.4	28.5	28.7	28.1	18.9	35.0	31.5	24.6	30.1	28.4	16.9	20.9
支部等の単位別組合	100.0	42.6	28.2	28.9	29.8	19.0	34.4	30.6	24.8	29.1	28.2	16.1	19.9
単位組織組合	100.0	42.1	28.9	28.4	26.0	18.6	35.8	32.7	24.2	31.3	28.7	18.0	22.1
令和2年調査計	100.0	41.0	26.5	27.2	26.3	16.0	33.8	29.6	24.2	28.1	28.2	14.5	18.9

注：1）労働協約に規定がある事項「不明」を含む。
 2）雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
 3）正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
 4）賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。
 5）教育訓練（研修、セミナー等）について、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
 6）福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）の利用や社宅の貸与などについて、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
 7）契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項などをいい、雇用期間の定めのある者に限る。
 8）受け入れ時における事前協議を含む。
 9）教育訓練、福利厚生等を含む。

5 労働組合活動の重点事項

労働組合活動において、これまで重点をおいてきた事項（複数回答主なもの5つまで）をみると、「賃金・賞与・一時金」90.8%（平成30年調査90.6%）が最も高く、次いで「労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇」76.9%（同79.4%）、「組合員の雇用の維持」41.6%（同36.4%）などとなっている。

今後重点をおく事項（複数回答主なもの5つまで）についても、「賃金・賞与・一時金」76.3%（同76.2%）が最も高く、次いで「労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇」67.3%（同67.3%）、「組合員の雇用の維持」35.5%（同30.9%）などとなっている。（第13表）

第13表 組合活動におけるこれまで重点をおいてきた事項及び今後重点をおく事項別割合

事 項	複数回答主なもの5つまで（単位：％）			
	これまで重点をおいてきた事項		今後重点をおく事項	
	令和3年調査	平成30年調査	令和3年調査	平成30年調査
計	100.0	100.0	100.0	100.0
労働条件				
賃金・賞与・一時金	90.8	90.6	76.3	76.2
退職給付（一時金・年金）	15.4	18.4	18.2	20.2
労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇	76.9	79.4	67.3	67.3
組合員の雇用の維持	41.6	36.4	35.5	30.9
配置転換・職種転換・出向	7.3	7.1	7.9	7.4
昇進・昇格	12.3	9.5	11.9	9.7
定年制、継続雇用制度（勤務延長・再雇用）	27.4	23.7	30.2	29.7
教育訓練	7.3	7.1	10.6	9.7
職場の安全衛生（メンタルヘルスを含む）	38.3	39.3	35.3	38.9
セクハラ対策、パワハラなどハラスメント等対策	23.5	13.8	26.1	19.3
男女の均等取扱い	4.1	3.6	8.0	6.6
育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度	21.7	24.0	19.2	19.4
企業内福利厚生	22.8	22.0	19.1	19.5
正社員以外の労働者の労働条件	11.3	13.1	11.7	13.3
経営参加				
企業の適正行動に関する監視、経営者へのチェック 1)	8.4	11.4	8.7	13.7
経営方針、事業計画、企業再編、その他の経営参加	9.6	8.9	9.4	9.2
組合員サービス				
組合が提供する福利厚生（共済など）	21.1	20.4	16.2	16.3
組合員教育学習活動・文化活動 2)	7.2	8.3	7.2	7.6
政治・経済・社会活動				
国・地方公共団体等への政策制度要求	3.4	4.0	4.5	4.8
社会活動、地域活動 3)	3.6	5.8	4.3	5.4
その他	0.9	1.8	1.1	1.2
不明	0.7	1.5	5.2	4.8

注：1) 企業内部における法令遵守（不正防止・倫理徹底など）等、また、経営者へのチェック・監査等をいう。

2) 組合教育、社会経済等に関する一般教育、一般教養教育、レクリエーション活動等をいう。

3) 環境問題への取組やボランティア活動等の社会や地域に貢献する活動をいう。

6 メンタルヘルスに関する取組状況

メンタルヘルスに関する取組状況をみると、これまで取組を「行ってきた」とする労働組合は64.3%（平成30年調査64.9%）となっており、取組事項（複数回答）別にみると「安全衛生委員会（衛生委員会も含む）の調査審議への参加」63.1%（同62.2%）が最も高く、次いで「組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握」55.1%（同54.0%）となった（第14表）。

また、今後取組を「行う」とする労働組合についても「安全衛生委員会（衛生委員会も含む）の調査審議への参加」58.8%（同56.1%）が最も高く、次いで「組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握」54.5%（同50.1%）となった（第15表）。

第14表 メンタルヘルスに関するこれまでの取組の有無及び取組事項別割合

（単位：％）令和3年

区分	計	これまでの取組事項（複数回答）										行ってこなかった	
		行ってきた	組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握	メンタルヘルス専門の相談窓口の設置	組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動	メンタルヘルスに関する研修会、セミナー等の開催	メンタルヘルス不調の休業者の職場復帰支援	安全衛生委員会（衛生委員会も含む）の調査審議への参加	労使協議機関、職場懇談会等での協議	団体交渉	その他		
	1)	2)											
計	100.0	64.3	(100.0)	(55.1)	(34.1)	(41.4)	(25.8)	(24.9)	(63.1)	(54.3)	(17.6)	(2.7)	35.4
＜産業＞													
飲業、採石業、砂利採取業	100.0	25.7	(100.0)	(73.4)	(37.2)	(27.5)	(18.0)	(37.4)	(82.0)	(46.9)	(19.2)	(-)	74.3
建設業	100.0	64.7	(100.0)	(67.1)	(34.9)	(51.5)	(23.5)	(25.8)	(64.2)	(49.9)	(10.6)	(2.9)	32.7
製造業	100.0	64.4	(100.0)	(48.2)	(35.7)	(37.0)	(28.5)	(25.3)	(72.7)	(54.1)	(11.1)	(3.1)	35.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	87.2	(100.0)	(34.6)	(45.0)	(48.5)	(49.1)	(42.5)	(69.2)	(80.6)	(3.9)	(3.8)	12.8
情報通信業	100.0	81.9	(100.0)	(41.4)	(31.4)	(51.5)	(25.8)	(20.3)	(79.4)	(48.1)	(20.8)	(1.1)	17.5
運輸業、郵便業	100.0	55.2	(100.0)	(55.6)	(24.7)	(39.0)	(17.2)	(27.3)	(49.3)	(58.4)	(27.1)	(3.5)	44.8
卸売業、小売業	100.0	70.7	(100.0)	(65.7)	(46.1)	(51.2)	(29.8)	(31.7)	(65.3)	(56.0)	(16.4)	(1.0)	28.7
金融業、保険業	100.0	73.5	(100.0)	(77.1)	(19.1)	(42.1)	(16.2)	(5.9)	(37.4)	(46.0)	(8.3)	(0.8)	25.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	53.3	(100.0)	(70.4)	(24.1)	(19.9)	(7.6)	(11.2)	(42.7)	(36.0)	(15.5)	(6.9)	46.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	68.7	(100.0)	(49.9)	(25.6)	(40.4)	(22.1)	(20.1)	(60.8)	(65.3)	(19.6)	(5.2)	31.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	61.3	(100.0)	(66.3)	(26.4)	(39.2)	(29.1)	(23.2)	(49.2)	(56.3)	(21.2)	(5.4)	38.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	59.9	(100.0)	(44.7)	(22.6)	(42.8)	(11.3)	(12.8)	(61.3)	(66.3)	(25.7)	(6.2)	40.1
教育、学習支援業	100.0	35.5	(100.0)	(46.6)	(29.2)	(19.7)	(23.9)	(22.1)	(74.8)	(27.9)	(32.1)	(0.6)	64.5
医療、福祉	100.0	60.2	(100.0)	(54.4)	(32.8)	(35.2)	(23.1)	(28.3)	(60.1)	(42.7)	(56.4)	(3.0)	39.3
複合サービス事業	100.0	63.3	(100.0)	(49.5)	(35.5)	(40.1)	(20.2)	(15.7)	(53.5)	(50.6)	(25.9)	(5.9)	36.7
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	49.1	(100.0)	(54.6)	(35.4)	(38.1)	(29.3)	(13.8)	(53.7)	(61.4)	(20.4)	(2.2)	47.8
＜企業規模＞													
5,000人以上	100.0	81.6	(100.0)	(53.8)	(42.7)	(53.8)	(32.4)	(29.7)	(67.5)	(59.0)	(13.0)	(2.7)	18.3
1,000～4,999人	100.0	76.2	(100.0)	(57.2)	(34.3)	(49.7)	(29.1)	(26.4)	(62.2)	(58.0)	(14.3)	(2.6)	23.3
500～999人	100.0	71.1	(100.0)	(57.7)	(29.0)	(38.4)	(25.9)	(24.6)	(65.1)	(55.8)	(28.8)	(3.6)	27.6
300～499人	100.0	49.8	(100.0)	(45.8)	(38.3)	(35.2)	(20.3)	(15.3)	(69.7)	(51.0)	(20.6)	(5.0)	50.2
100～299人	100.0	45.7	(100.0)	(53.7)	(25.1)	(19.3)	(13.5)	(19.4)	(54.7)	(53.3)	(23.6)	(2.2)	54.1
30～99人	100.0	45.7	(100.0)	(60.8)	(21.2)	(19.2)	(18.2)	(22.3)	(54.8)	(28.3)	(14.6)	(0.7)	54.2
平成30年調査計	100.0	64.9	(100.0)	(54.0)	(33.9)	(39.9)	(28.4)	(23.8)	(62.2)	(49.2)	(19.5)	(2.0)	34.4

注：（ ）内は、メンタルヘルスに関する取組をこれまで行ってきた労働組合に対する割合である。

- 1) これまでの取組の有無「不明」を含む。
- 2) これまでの取組事項「不明」を含む。

第15表 メンタルヘルスに関する今後の取組の有無及び取組事項別割合

（単位：％）令和3年

区分	計	今後の取組事項（複数回答）										行う予定はない	今後については未定	
		行う	組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握	メンタルヘルス専門の相談窓口の設置	組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動	メンタルヘルスに関する研修会、セミナー等の開催	メンタルヘルス不調の休業者の職場復帰支援	安全衛生委員会（衛生委員会も含む）の調査審議への参加	労使協議機関、職場懇談会等での協議	団体交渉	その他			
	1)	2)												
計	100.0	50.9	(100.0)	(54.5)	(28.4)	(39.7)	(29.9)	(26.4)	(58.8)	(51.6)	(16.1)	(3.0)	8.4	37.9
＜産業＞														
飲業、採石業、砂利採取業	100.0	23.5	(100.0)	(60.4)	(39.4)	(19.6)	(18.5)	(30.4)	(79.0)	(51.3)	(19.8)	(-)	15.8	60.6
建設業	100.0	53.1	(100.0)	(61.6)	(28.0)	(49.9)	(24.9)	(22.2)	(60.8)	(46.6)	(8.7)	(6.0)	8.0	32.6
製造業	100.0	46.9	(100.0)	(50.6)	(31.5)	(34.1)	(25.8)	(25.6)	(70.2)	(49.4)	(10.1)	(2.8)	11.5	38.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	73.6	(100.0)	(35.1)	(46.5)	(59.2)	(51.2)	(44.9)	(71.1)	(83.7)	(4.9)	(1.2)	1.7	21.6
情報通信業	100.0	65.3	(100.0)	(42.3)	(26.7)	(50.2)	(23.0)	(16.8)	(75.4)	(47.2)	(18.9)	(0.9)	1.8	29.2
運輸業、郵便業	100.0	45.8	(100.0)	(49.1)	(27.6)	(38.8)	(34.8)	(26.0)	(51.2)	(56.7)	(22.9)	(3.5)	8.3	45.3
卸売業、小売業	100.0	55.1	(100.0)	(59.2)	(27.4)	(48.0)	(40.2)	(39.2)	(54.3)	(55.6)	(12.0)	(1.4)	3.4	37.9
金融業、保険業	100.0	63.0	(100.0)	(79.5)	(19.2)	(37.0)	(15.4)	(6.7)	(38.4)	(49.7)	(10.5)	(2.1)	4.9	29.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	51.8	(100.0)	(63.2)	(21.5)	(20.1)	(8.8)	(17.2)	(52.1)	(48.7)	(17.5)	(8.5)	7.5	40.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	56.0	(100.0)	(45.4)	(19.3)	(41.7)	(22.8)	(25.1)	(58.1)	(64.9)	(20.0)	(5.1)	8.1	31.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	54.3	(100.0)	(72.2)	(35.6)	(35.7)	(28.7)	(23.4)	(43.0)	(45.5)	(14.9)	(1.9)	9.1	34.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	46.7	(100.0)	(38.5)	(30.3)	(43.6)	(21.6)	(26.8)	(58.7)	(61.4)	(35.5)	(9.6)	7.7	45.7
教育、学習支援業	100.0	30.1	(100.0)	(40.4)	(19.5)	(26.2)	(25.4)	(17.2)	(68.8)	(23.6)	(34.5)	(2.1)	17.9	49.3
医療、福祉	100.0	53.7	(100.0)	(59.5)	(29.5)	(36.4)	(31.7)	(32.6)	(51.8)	(39.5)	(47.5)	(4.7)	9.5	33.5
複合サービス事業	100.0	53.2	(100.0)	(55.8)	(18.0)	(33.0)	(36.5)	(18.6)	(44.4)	(36.4)	(27.1)	(6.6)	8.2	37.3
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	42.2	(100.0)	(53.5)	(29.4)	(37.4)	(21.2)	(17.6)	(37.8)	(51.9)	(18.4)	(7.9)	8.0	44.6
＜企業規模＞														
5,000人以上	100.0	69.9	(100.0)	(53.6)	(32.0)	(47.9)	(36.5)	(29.7)	(61.2)	(55.6)	(10.5)	(2.9)	1.8	25.8
1,000～4,999人	100.0	58.6	(100.0)	(53.7)	(27.1)	(46.3)	(32.3)	(27.9)	(56.7)	(53.0)	(12.4)	(3.1)	7.2	30.0
500～999人	100.0	52.9	(100.0)	(63.6)	(24.5)	(38.7)	(33.4)	(25.3)	(59.7)	(58.1)	(28.4)	(3.8)	5.3	36.0
300～499人	100.0	37.2	(100.0)	(48.0)	(27.4)	(26.7)	(22.7)	(19.1)	(59.2)	(51.5)	(23.7)	(5.2)	17.5	42.6
100～299人	100.0	35.1	(100.0)	(47.8)	(22.8)	(22.0)	(19.5)	(22.1)	(58.2)	(49.8)	(21.8)	(3.1)	10.1	53.6
30～99人	100.0	36.2	(100.0)	(64.9)	(34.6)	(31.0)	(16.1)	(24.2)	(55.7)	(26.5)	(14.6)	(0.4)	15.2	47.6
平成30年調査計	100.0	53.2	(100.0)	(50.1)	(24.4)	(40.4)	(32.0)	(27.9)	(56.1)	(49.4)	(16.7)	(1.5)	7.1	30.0

注：（ ）内は、メンタルヘルスに関する取組を今後行う労働組合に対する割合である。

- 1) 今後の取組の有無「不明」を含む。
- 2) 今後の取組事項「不明」を含む。

7 個別労働問題への取組状況

労働者の個別の労働問題に「取り組んでいる」労働組合は88.1%（平成30年調査93.0%）となっており、取組の方法（複数回答）をみると「労使協議制度を通じて関与」59.5%（同61.4%）が最も高く、次いで、「各職場毎に職場委員等を設置」59.4%（同57.2%）、「団体交渉を通じて関与」36.0%（同38.0%）となっている（第16表）。

第16表 労働者の個別の労働問題に関する取組の有無及び取組の方法別割合

区分	計	取り組んでいる	取組の方法（複数回答）								取り組んでいない	不明
			各職場毎に職場委員等を設置	自労働組合に個別紛争に対する窓口等を設置	上部組織（本部組合等）に個別紛争に対する窓口等を設置	労使協議制度を通じて関与	団体交渉を通じて関与	苦情処理制度を通じて関与	外部機関や外部専門家を紹介	その他		
計	100.0	88.1 (100.0)	(59.4)	(19.2)	(18.7)	(59.5)	(36.0)	(27.2)	(15.2)	(6.1)	11.4	0.6
＜ 産 業 ＞												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	83.9 (100.0)	(49.1)	(24.4)	(13.6)	(61.3)	(30.6)	(43.9)	(13.3)	(3.0)	16.1	-
建設業	100.0	82.8 (100.0)	(43.4)	(16.6)	(26.3)	(69.0)	(23.1)	(15.8)	(12.8)	(4.1)	16.9	0.3
製造業	100.0	84.7 (100.0)	(70.5)	(17.1)	(11.4)	(64.1)	(32.2)	(23.6)	(13.9)	(6.5)	15.0	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.0 (100.0)	(64.5)	(15.7)	(41.7)	(44.8)	(14.2)	(57.0)	(27.6)	(4.4)	5.3	0.7
情報通信業	100.0	97.1 (100.0)	(59.8)	(28.7)	(18.9)	(65.1)	(44.0)	(26.7)	(16.6)	(1.5)	1.4	1.5
運輸業、郵便業	100.0	88.9 (100.0)	(54.6)	(18.3)	(20.5)	(54.6)	(47.4)	(37.4)	(15.1)	(10.5)	11.1	-
卸売業、小売業	100.0	94.2 (100.0)	(64.3)	(28.6)	(27.1)	(70.3)	(30.2)	(30.3)	(18.9)	(1.5)	5.0	0.8
金融業、保険業	100.0	90.3 (100.0)	(51.7)	(9.7)	(12.7)	(37.6)	(24.2)	(12.1)	(17.1)	(10.2)	9.1	0.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	88.6 (100.0)	(45.8)	(11.5)	(9.3)	(56.0)	(39.1)	(6.0)	(6.8)	(8.1)	11.4	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	90.1 (100.0)	(56.3)	(16.9)	(12.7)	(60.1)	(27.2)	(27.3)	(11.4)	(5.1)	9.2	0.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	92.0 (100.0)	(41.4)	(29.6)	(23.0)	(70.5)	(32.9)	(27.6)	(13.9)	(2.7)	5.8	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.7 (100.0)	(47.1)	(22.6)	(20.1)	(66.5)	(41.1)	(26.0)	(12.7)	(4.2)	14.2	1.1
教育、学習支援業	100.0	87.6 (100.0)	(18.9)	(13.6)	(9.4)	(33.4)	(66.7)	(17.2)	(14.5)	(7.7)	12.4	-
医療、福祉	100.0	86.6 (100.0)	(44.3)	(17.7)	(19.0)	(52.8)	(53.0)	(18.4)	(9.6)	(4.9)	10.3	3.2
複合サービス事業	100.0	83.6 (100.0)	(56.2)	(22.8)	(32.1)	(58.6)	(55.2)	(46.5)	(13.7)	(4.8)	15.9	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	86.2 (100.0)	(37.8)	(18.4)	(25.0)	(53.4)	(37.9)	(18.2)	(9.4)	(8.1)	13.8	-
＜ 企 業 規 模 ＞												
5,000人以上	100.0	94.7 (100.0)	(66.8)	(28.5)	(33.0)	(57.3)	(32.0)	(48.2)	(28.5)	(5.4)	4.6	0.6
1,000～4,999人	100.0	92.8 (100.0)	(66.2)	(21.5)	(21.5)	(63.6)	(25.3)	(23.2)	(13.5)	(2.9)	7.1	0.1
500～999人	100.0	90.8 (100.0)	(62.2)	(15.9)	(11.3)	(73.6)	(48.5)	(22.0)	(18.4)	(4.1)	7.6	1.6
300～499人	100.0	80.2 (100.0)	(67.5)	(13.1)	(9.0)	(59.1)	(31.1)	(26.0)	(9.8)	(10.6)	19.3	0.5
100～299人	100.0	83.6 (100.0)	(45.9)	(14.8)	(13.0)	(53.4)	(45.1)	(14.6)	(4.7)	(8.7)	15.6	0.7
30～99人	100.0	77.7 (100.0)	(39.6)	(9.1)	(5.6)	(51.3)	(44.6)	(15.3)	(7.4)	(8.5)	22.0	0.3
平成30年調査計	100.0	93.0 (100.0)	(57.2)	(16.2)	(17.0)	(61.4)	(38.0)	(27.1)	(11.0)	(5.3)	6.2	0.9

注：（ ）内は、労働者の個別の労働問題に関して取り組んでいる労働組合に対する割合である。

1) 都道府県労働局、都道府県の機関及び裁判所（労働審判制度の利用など）を含む。

8 労働組合費に関する状況

1人平均月間組合費は、3,736円（平成30年調査3,707円）となっており、1人平均月間組合費を企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど組合費は高くなっている。

また、1人平均月間組合費階級別にみると、「4,000円以上5,000円未満」が最も高く20.0%（同17.6%）となっている。（第17表）

第17表 1人平均月間組合費階級別割合及び1人平均月間組合費

（単位：％）令和3年

区分	計	1人平均月間組合費階級											1人平均月間組合費 (円)
		1,000円未満	1,000円以上 2,000円未満	2,000円以上 3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上	不明	
計	100.0	5.0	10.7	15.3	15.2	20.0	14.9	6.1	2.6	1.4	0.5	8.2	3,736
< 企業規模 >													
5,000人以上	100.0	1.2	10.9	12.3	13.1	16.8	19.3	10.2	6.0	2.7	1.0	6.5	4,290
1,000～4,999人	100.0	3.7	6.8	9.1	13.7	21.0	21.4	8.1	3.3	2.9	0.3	9.7	4,263
500～999人	100.0	4.8	6.6	9.7	16.8	22.0	21.8	5.7	1.0	0.6	-	11.1	3,947
300～499人	100.0	2.5	11.2	18.0	20.6	21.9	14.1	2.6	0.4	0.2	0.0	8.4	3,466
100～299人	100.0	5.1	14.7	24.2	17.1	21.4	5.7	0.8	1.1	0.3	0.3	9.4	3,058
30～99人	100.0	17.7	14.8	20.6	12.5	18.2	3.8	6.7	0.7	-	1.2	3.8	2,855
< 労働組合の種類 >													
本部組合	100.0	2.7	3.6	12.1	17.3	28.3	17.4	6.9	1.5	0.4	0.2	9.6	4,125
単位労働組合	100.0	5.2	11.2	15.5	15.1	19.5	14.8	6.0	2.7	1.5	0.5	8.1	3,714
支部等の単位別組合	100.0	2.1	8.0	10.3	12.8	22.3	20.8	9.2	3.5	2.0	0.9	8.0	4,270
単位組織組合	100.0	8.8	14.9	21.6	17.9	16.1	7.6	2.2	1.7	0.9	0.1	8.2	3,044
平成30年調査計	100.0	5.5	12.1	14.9	17.3	17.6	16.0	5.6	2.6	1.6	0.7	6.1	3,707

注：「1人平均月間組合費」は、組合員1人当たりの平均月間組合費の記入があった労働組合について集計しており、1労働組合ごとに回答した1人当たりの平均月間組合費の単純平均である。

9 賃金・退職給付制度の改定に関する状況【単位組織組合及び本部組合】

(1) 正社員について

正社員の賃金・退職給付制度について、過去1年間に組合員が所属する事業所において改定又は導入が「実施された」事項をみると、「賃金制度の改定」54.7%が最も高く、次いで「退職給付算定方法の見直し」25.9%、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」22.2%などとなっている。

各事項ごとに改定又は導入が「実施された」と回答した労働組合について、改定又は導入にあたって「労働組合の関与あり」は、「賃金制度の改定」92.2%、「退職給付算定方法の見直し」75.3%、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」61.1%となっている。また、労働組合の関与の仕方をみると、すべての事項において「労使協議機関で協議した」が高くなっている。(第18表)

(2) 正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）について

正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）について、過去1年間に組合員が所属する事業所において「賃金制度の改定」が「実施された」は34.6%、「退職給付制度の導入」が「実施された」は20.2%となっている。

各事項ごとに改定又は導入において「労働組合の関与あり」は、「賃金制度の改定」51.1%、「退職給付制度の導入」29.4%となっている。また、労働組合の関与の仕方をみると、いずれの事項においても「労使協議機関で協議した」が高くなっている。(第18表)

第18表 事業所における賃金・退職給付制度の改定の有無及び
労働組合の関与の有無・関与の仕方別割合
(単位組織組合及び本部組合)

区 分	計	労働組合の関与の有無							実施され なかった	不明
		実施された	関与の仕方（複数回答）				労働組合の 関与なし			
			労働組合の 関与あり	労使協議 機関で 協議した	団体交渉 を行った	その他				
(単位：%) 令和3年										
〈 正 社 員 に つ い て 〉										
賃 金 制 度 の 改 定	100.0	54.7 (100.0)	(92.2) <100.0>	<60.5>	<51.9>	< 1.7>	(7.8)	42.3	3.1	
退 職 給 付 算 定 方 法 の 見 直 し	100.0	25.9 (100.0)	(75.3) <100.0>	<65.9>	<38.5>	< 5.5>	(24.7)	69.2	5.0	
退 職 一 時 金 の 年 金 化 ¹⁾	100.0	14.9 (100.0)	(46.8) <100.0>	<73.5>	<26.8>	< 14.8>	(53.2)	79.1	6.0	
確 定 拠 出 年 金 制 度 や 他 の 退 職 年 金 制 度 等 の 導 入、 移 行 ²⁾	100.0	22.2 (100.0)	(61.1) <100.0>	<74.3>	<23.7>	< 9.7>	(38.9)	72.8	5.1	
退 職 給 付 を 縮 小、 廃 止 し 賃 金 に 振 り 分 け る 退 職 給 付 前 払 い 制 度 の 導 入	100.0	11.6 (100.0)	(35.8) <100.0>	<64.9>	<31.2>	< 19.6>	(64.2)	82.4	5.9	
そ の 他 の 退 職 給 付 制 度	100.0	16.0 (100.0)	(55.2) <100.0>	<74.5>	<23.1>	< 7.5>	(44.8)	78.6	5.4	
〈 正 社 員 以 外 の 労 働 者 に つ い て 〉 ³⁾										
賃 金 制 度 の 改 定	100.0	34.6 (100.0)	(51.1) <100.0>	<64.1>	<39.5>	< 10.3>	(48.9)	60.2	5.3	
退 職 給 付 制 度 の 導 入	100.0	20.2 (100.0)	(29.4) <100.0>	<67.0>	<20.8>	< 22.5>	(70.6)	73.6	6.2	

注：()内は、組合員が所属する企業において、過去1年間に改定が実施された労働組合に対する割合である。

〈 〉内は、改定に当たって関与した労働組合に対する割合である。

1) 退職一時金の全部又は一部を年金給付（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等）に移行したものをいう。

2) 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済の導入、移行をいう。

3) 派遣労働者を除く。